

平成27年3月11日

株式会社ダイエー  
代表取締役 近澤 靖英 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成26年7月31日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイエー桂南店  
京都市南区久世上久世町485他

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

桂川街道を南進して来店する車両について、今後とも、案内表示などにより、南側入口へ適切に誘導することが望まれます。

また、駐車場の出入口の増加にあわせて、駐車場内の車両の動線を確保し、路面表示等により、車両の安全な誘導に一層努めるとともに、必要に応じて交通誘導員を増加させるなどの対応を講じることが望まれます。

## 意見理由

### 1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画上の第一種住居地域及び第二種住居地域に立地している。

周辺の地域の状況は、北側は、住宅及び店舗、西側は高架式の新幹線線路、南側は道路及び河川を隔てて住宅、店舗、駐車場及び農地、東側は道路を隔てて事務所、店舗、駐車場が位置している。

### 2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、開店時刻変更の時期や変更内容の周知方法及び来店車両の誘導についての質問が出された。

### 3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

### 4 市の見解

今回の変更による影響について、指針に基づき検討した。

駐車場の出入口の増加により、来店車両の来店経路が変わることが予想される。

また、営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について昼間の等価騒音レベルの値が高くなることが予想されるが、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

#### （1）駐車場について

営業実績及び予測によると、ピーク時においても駐車場に空き台数があるため、駐車場収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

また、駐車場の出入口の増加については、従来、敷地内にある飲食店専用として利用していた入口を店舗利用者も利用できるようにするものであり、既存の入口も引き続き利用できることなどから、周辺環境に大きな影響が生じる恐れは少ないと考えられる。

なお、桂川街道を南進して来店する車両について、今後とも、案内表示などにより、南側入口へ適切に誘導することが望まれる。

さらに、駐車場の出入口の増加にあわせて、駐車場内の車両の動線を確保し、路面表示等により、車両の安全な誘導に一層努めるとともに、必要に応じて交通誘導員を増加させるなどの対応を講じることが望まれる。

#### （2）駐輪場について

営業実績及び予測によると、ピーク時においても駐輪場に空き台数があるため、駐輪場収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

#### （3）廃棄物等保管施設について

予測によると、変更後も変更前の廃棄物等保管施設の容量で排出量を充足しており、現行の廃棄物等保管施設容量で対応可能であると考えられる。

(4) 騒音について

予測によると、昼間の等価騒音レベルは変更後も基準値を下回っており、今回の変更による周辺地域の生活環境への影響は少ないと考えられる。